

さとうきび・でん粉原料用かんしょ
に係る支援方策について

平成17年12月

農林水産省

1 さとうきびの経営安定対策の考え方

(1) 趣旨

さとうきびは、台風、干ばつの常襲地帯であり、代替作物に乏しい自然条件下にある沖縄県及び鹿児島県南西諸島における基幹作物であり、その生産が関連産業とともに地域の経済社会において重要な地位を占めることを踏まえ、品質の良いものを安定的に生産する体制の確立を図るため、地域において安定的な生産を担う者に対し、平成19年産から諸外国との生産条件の格差を是正するための対策を実施する。

(2) 仕組み

対象者

安定的な生産体制の確立を図る観点から、以下の全ての要件を満たす者とする。

() 以下のいずれかの要件を満たす者であること

ただし、これらの要件については、制度開始後は構造改革の進捗状況を定期的に点検し、その結果を踏まえ、望ましい農業構造の実現に向けた見直しを行うものとする。

ア 認定農業者、特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織であること

イ 収穫作業に関し、一定の作業規模(注1)を有する者(注2)であること

ウ 収穫作業に関し、一定の作業規模(注1)を有する共同利用組織(注2)に参加している者であること

エ ア若しくはイの要件を満たす者又は収穫作業に関し、一定の作業規模(注1)を有する受託組織(注2)若しくはサービス事業体に基幹作業(注3)を委託している者であること

() 地域の生産者等の組織において、中期的な生産見通しとその実現に向けた取組計画を作成しているものであること

() 国が定める環境規範を遵守するものであること

ただし、()の要件については、県知事からの申請に基づき国が別途基準を設けることができる。

具体的には、受託組織等が存在しない地域においては、3年間(19年度から21年度まで)に限って、地域のさとうきび生産農家の2分の1以上が参加して、受託組織等の生産体制の核となる担い手の育成を行うことを目的とする組織に参加する者を対象とすることができることとする。

- (注1) 一定の作業規模については、個人で1ヘクタール、組織で4.5ヘクタールとする。
作業規模に算入する面積については、経営面積(権限を有する農地であって収穫作業を自ら行っている面積)のほか、収穫作業の受託面積(共同利用組織にあっては収穫作業に係る共同利用面積を含む。)を含む。
- (注2) 組織にあっては、特定されたオペレーターにより基幹作業が実施されているものに限る。
- (注3) 基幹作業とは、耕起・整地、株出管理、植付け、収穫のうち、当分の間はいずれか1作業とする。

支援水準

市場で顕在化している諸外国との生産条件格差を是正するため、生産コストと生産物の販売額との差額(注4)に着目して、各年の生産量・品質(糖度)に基づく支払いを行う。

- (注4) 一定規模以上の農家の全算入生産費と販売額との差額を措置

(参考) 直近の数値を基にした現時点での試算値 16,490円/トン

この単価は現時点での生産費等に基づく試算値であり、施策導入時の単価は、来年秋に直近の生産費及び販売額等に基づき算定した上で、改めて決定するため、この試算値とは異なる。

- (注5) 零細な生産構造を踏まえ、生産構造の転換が十分に進展するまでの間は、過去の生産実績に基づく支払いは実施しない。
- (注6) 収入の変動による影響の緩和のための対策については、販売価格の変動が経営に与える影響が軽微であると見込まれること等から実施しない。

2 でん粉原料用かんしょの経営安定対策の考え方

(1) 趣旨

でん粉原料用かんしょは、台風の常襲地帯でかつ、特殊な地質条件から代替作物に乏しい自然条件下にある南九州地方の基幹作物であり、その生産が関連産業とともに地域の経済社会において重要な地位を占めることを踏まえ、品質の良いものを安定的に生産する体制の確立を図るため、地域において安定的な生産を担う者に対し、平成19年産から諸外国との生産条件の格差を是正するための対策を実施する。

(2) 仕組み

対象者

安定的な生産体制の確立を図る観点から、以下の全ての要件を満たす者とする。

() 以下のいずれかの要件を満たす者であること

ただし、これらの要件については、制度開始後は構造改革の進捗状況を定期的に点検し、その結果を踏まえ、望ましい農業構造の実現に向けた見直しを行うものとする。

ア 認定農業者、特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織であること

イ 収穫作業に関し、一定の作業規模(注1)を有する者(注2)であること

ウ 収穫作業に関し、一定の作業規模(注1)を有する共同利用組織(注)に参加している者であること

エ ア若しくはイの要件を満たす者又は収穫作業に関し、一定の作業規模(注1)を有する受託組織(注2)若しくはサービス事業体に基幹作業(注3)を委託している者であること

() でん粉製造事業者との契約栽培を行っているものであること

() 国が定める環境規範を遵守するものであること

ただし、()の要件については、県知事からの申請に基づき国が別途基準を設けることができる。

具体的には、受託組織等が存在しない地域においては、3年間(19年度から21年度まで)に限って、地域のでん粉原料用かんしょ生産農家の2分の1以上が参加して、受託組織等の生産体制の核となる担い手の育成を行うことを目的とする組織に参加する者を対象とすることができることとする。

(注1) 一定の作業規模については、個人で0.5ヘクタール、組織で3.5ヘクタールとする。

作業規模に算入する面積については、経営面積(権限を有する農地であって収穫作業を自ら行っている面積)のほか、収穫作業の受託面積(共同利用組織にあっては収穫作業に係る共同利用面積を含む。)を含む。

(注2) 組織にあつては、特定されたオペレーターにより基幹作業が実施されているものに限る。

(注3) 基幹作業とは、育苗、耕起・整地、畝立て・マルチ、植付け、収穫のうち、当分の間はいずれか1作業とする。

支援水準

市場で顕在化している諸外国との生産条件格差を是正するため、生産コストと生産物の販売額との差額(注4)に着目して、各年の生産量・品質(品種)に基づく支払いを行う。

(注4) 一定規模以上の農家の全算入生産費と販売額との差額を措置

(参考) 直近の数値を基にした現時点での試算値 26,420円/トン

この単価は現時点での生産費等に基づく試算値であり、施策導入時の単価は、来年秋に直近の生産費及び販売額等に基づき算定した上で、改めて決定するため、この試算値とは異なる。

(注5) 零細な生産構造を踏まえ、生産構造の転換が十分に進展するまでの間は、過去の生産実績に基づく支払いは実施しない。

(注6) 収入の変動による影響の緩和のための対策については、販売価格の変動が経営に与える影響が軽微であると見込まれること等から実施しない。

(3) 国産いもでん粉の販路確保

抱合せの廃止に当たっては、国産いもでん粉の販路の確保が重要な課題であることにかんがみ、その対策については万全を期すものとする。

さとうきび・でん粉原料用かんしょに
係る支援方策について
(説明資料)

平成17年12月
農 林 水 産 省

目 次

1	さとうきび・でん粉原料用かんしょの品目別経営安定対策の対象要件の考え方	1
	＜一定の作業規模の考え方＞	2
	＜基幹作業の種類の種類＞	3
	＜特例の考え方＞	5
2	さとうきび・でん粉原料用かんしょの品目別経営安定対策の支援水準の考え方（試算値）	6

1 さとうきび・でん粉原料用かんしょの品目別経営安定対策の対象要件の考え方

- 対象者には、生産実態を踏まえ、①認定農業者等のほか、今後、認定農業者等となることが期待される者として、②一定の作業規模を有する者、さらには、自らの取組みでは一定の作業規模を確保することが困難な小規模生産者等から認定農業者等への農地の流動化が円滑に進められるよう、
 - ③(i)一定の作業規模を有する共同利用組織に参加している者
 - (ii)①②の者、一定の作業規模を有する受託組織等に基幹作業を委託している者を位置付け。このほか、地域の実情にも配慮して特例を設定。
- また、生産・供給の安定化を図る観点から、さとうきびについては生産計画の作成、かんしょについては契約栽培、などを要件化。

さとうきび・でん粉原料用かんしょの品目別政策の対象要件の考え方

①認定農業者、特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織

・・・面積要件なし(他は品目横断的政策と同じ)

②一定の作業規模を有する者

⇒ 認定農業者、特定農業団体等の予備軍

③上記のほか、

(i)一定の作業規模を有する共同利用組織に参加している者

⇒ 共同利用組織への作業集積
(さらに、経営体への発展)

(ii)①②に該当する者、一定の作業規模を有する受託組織・サービス事業体に基幹作業を委託している者

⇒ 認定農業者等、受託組織等への作業集積
(さらに受託組織等の経営体への発展)

※ 上記の要件については、構造改革の進捗状況を定期的に点検し、その結果を踏まえ、望ましい農業構造の実現に向けた見直しを実施。

地域の実情に配慮し、受託組織等が存在しない地域についての特例を設定

上記に加え、

- ・ さとうきびについては、地域の生産者等の組織において、中期的な生産見通しとその実現に向けた取組計画を作成していること、でん粉原料用かんしょについては、でん粉製造事業者と契約栽培を行っていること。
- ・ 環境規範を遵守すること。

< 一定の作業規模 の考え方 >

- 「一定の作業規模」については、さとうきび・かんしょとも、生産費の約6割が労働費であること、労働時間の約4～5割を収穫作業が占めていることを踏まえ、収穫作業を中心とした機械化一貫体系の確立を図る観点から、収穫作業の規模を要件として設定。
- 具体的な作業規模の水準については、収穫機械の適正作業面積を基礎とし、規模拡大の努力を促し生産体制の核となる担い手を育成・確保する観点から、生産構造の現状を踏まえた水準として、適正作業面積の概ね2分の1に設定。(さとうきびの個人については、概ね3分の1に設定)。
- 作業規模に算入する面積には、経営面積(収穫作業を自ら行っている面積)のほか、収穫作業の受託面積を含めることとする。

- さとうきび収穫機械の適正作業面積
(鹿児島県・沖縄県の高性能農業機械導入計画による)

ケーンハーベスター (裁断式)		
I 型 (～50PS)	9.2ha	→ 組織
II 型 (50～80PS)	12.0ha	
III 型 (80～150PS)	16.4ha	
IV 型 (150PS～)	24.8ha	

ケーンハーベスター		
全茎式刈倒し型	3.8ha	→ 個人
裁断式 (～80PS)	9.6ha	
〃 (80～130PS)	13.8ha	
〃 (130～230PS)	21.3ha	
〃 (230PS～)	22.6ha	

- かんしょの収穫機械の適正作業面積
(鹿児島県の高性能農業機械導入計画による)

根菜いも類掘取機 (ディガータイプ)	1.3ha	→ 個人
自走式根菜いも類掘取機	7.6ha	→ 組織
自走式ポテトハーベスター	27.4ha	

生産構造の現状を
踏まえた水準に設定

- 一定の作業規模(収穫作業)の具体的水準

	個人	組織
さとうきび	1ha	4.5ha
かんしょ	0.5ha	3.5ha

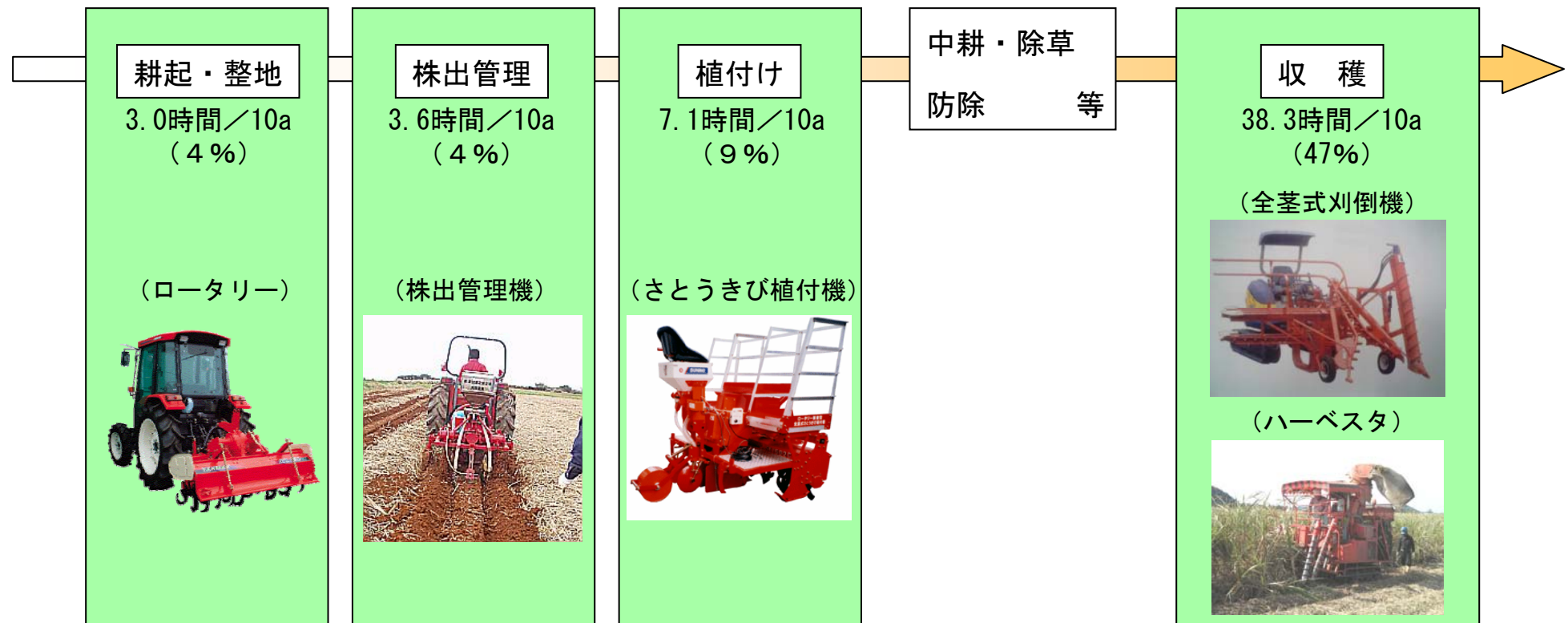
- 作業規模に算入する面積は、経営面積+収穫作業の受託面積

< 基幹作業 の種類の考え方 >

○ 「基幹作業」の種類については、さとうきび及びびかんしょ生産の省力化や農業機械の共同利用に資する観点から、以下のとおり設定。

(1) さとうきびについては、①耕起・整地、②株出管理、③植付け、④収穫のうち、当分の間はいずれか1作業。

さとうきび生産に係る主な作業と労働時間等

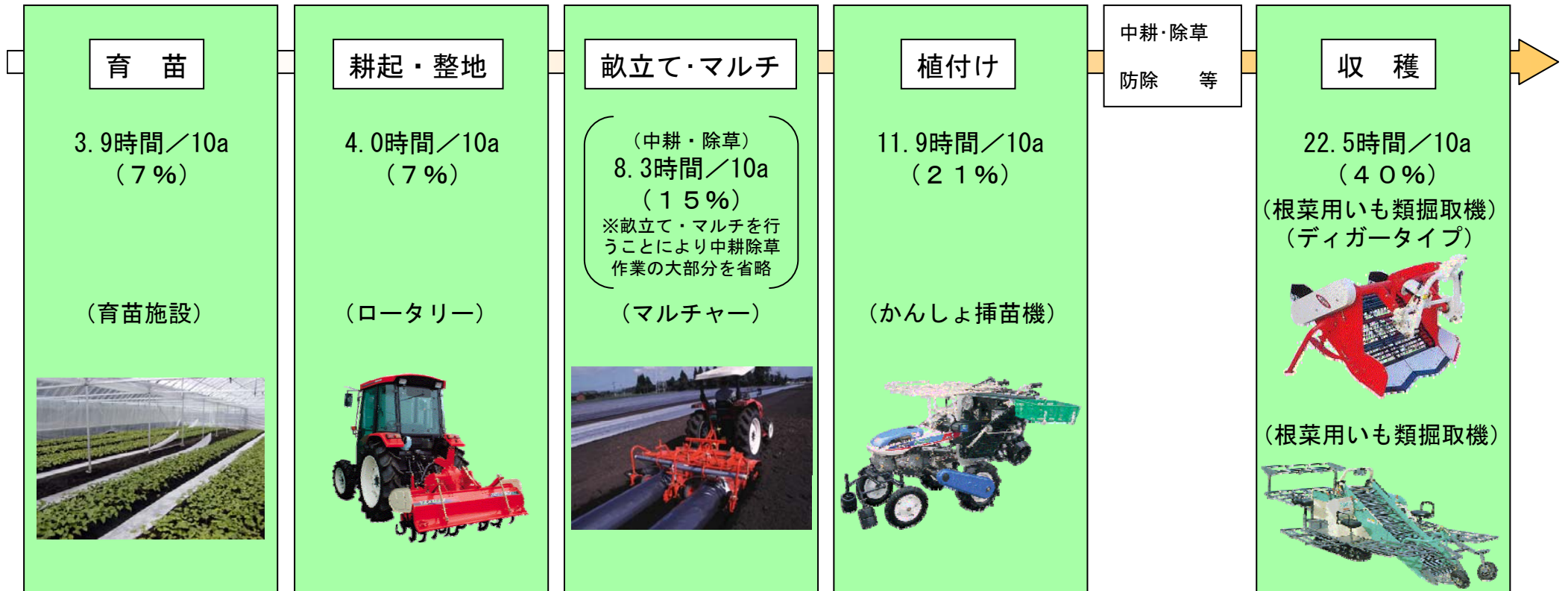


注)労働時間は、16年産さとうきび生産費(統計部「農業経営統計調査」)

①耕起・整地、②株出管理、③植付け、④収穫のうち、当分の間はいずれか1作業

(2) かんしょについては、①育苗、②耕起・整地、③畝立て・マルチ、④植付け、⑤収穫のうち、当分の間はいずれか1作業。

かんしょ生産に係る主な作業と労働時間等

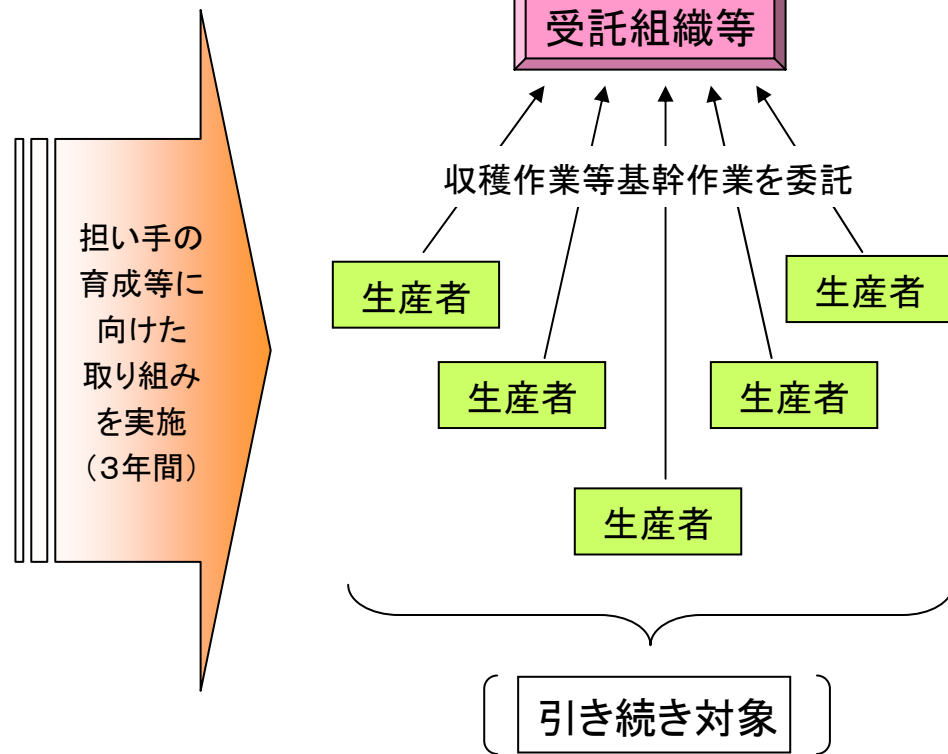
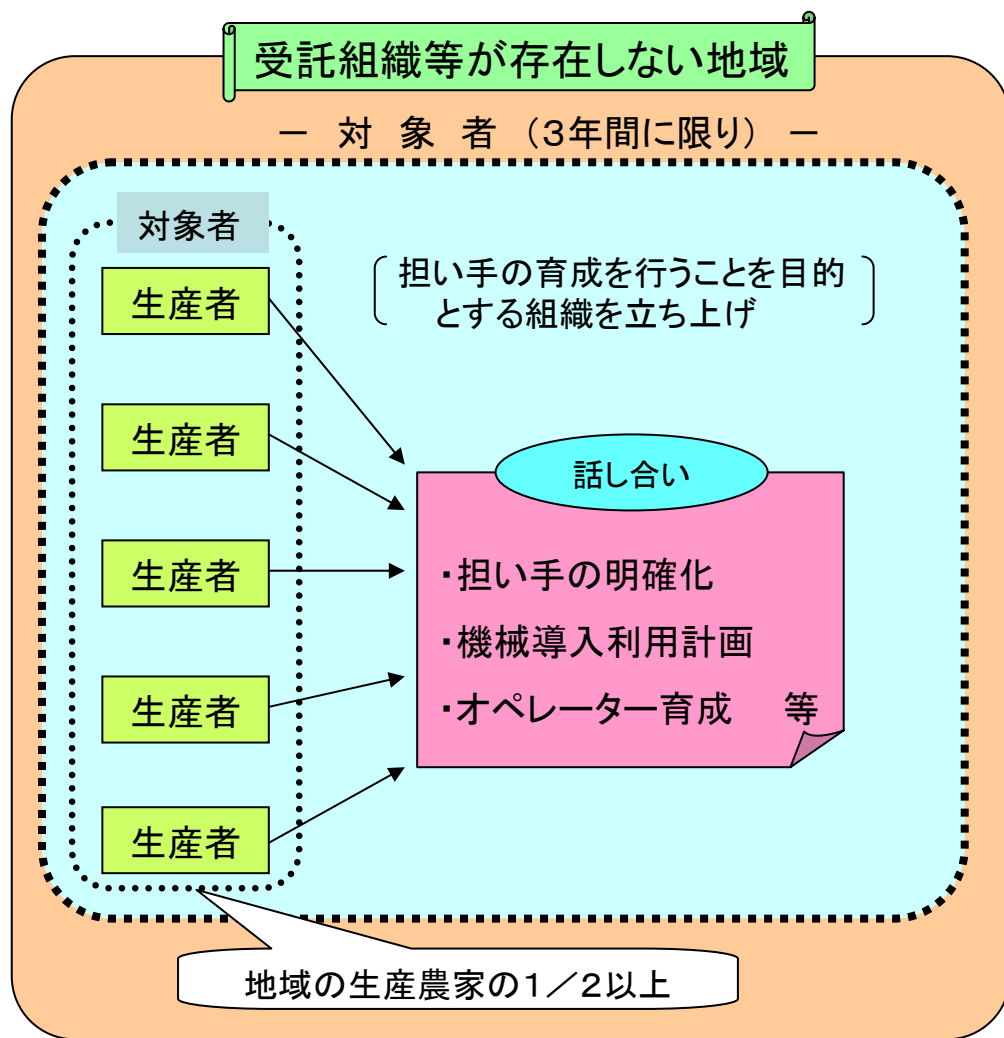


注)労働時間は、16年産でん粉原料用かんしょ生産費(統計部「農業経営統計調査」)

①育苗、②耕起・整地、③畝立て・マルチ、④植付け、⑤収穫のうち、当分の間はいずれか1作業

<特例の考え方>

- 構造改革を推進するとともに、地域の実情にも配慮して特例を設定（県知事の申請に基づき、国が別途基準を設定）。
- 具体的には、受託組織等が存在しない地域においては、3年間に限って、地域のさとうきび・でん粉原料用かんしょ生産農家の1/2以上が参加して、受託組織等の生産体制の核となる担い手の育成を行うことを目的とする組織に参加する者を対象とすることができることとする。

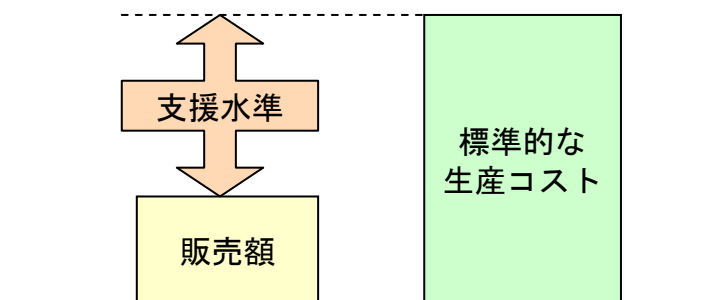


2 さとうきび・でん粉原料用かんしょの品目別経営安定対策の支援水準の考え方（試算値）

- 支援水準については、生産コストのうち、生産物の販売額では賅えない部分に着目して決定。
- 具体的には、生産コストは標準的なコスト水準、生産物の販売額は客観的な指標を使用し、透明性のある算定方法として「標準的な生産コスト－販売額」により算定。
- なお、さとうきび及びでん粉原料用かんしょについては、多くが零細な経営により生産されている実態を踏まえ、現時点では、過去の生産実績に基づく支払は導入せず、すべて各年の生産量・品質に基づく支払として実施。
- 今回提示するのは現時点の生産費等に基づく試算値であり、施策導入時の支援水準は、来年秋に直近の生産費及び販売額等に基づき、上記算定方法により改めて決定するため、今回の試算値とは異なる。

<支援水準の算定方法>

$$\text{支援水準} = \text{標準的な生産コスト} - \text{販売額}$$



<支援水準の試算値（直近の要素に基づく現時点での計算値）>

	さとうきび	でん粉原料用かんしょ
生産コスト（円/ t）	20,473	31,662
販売額（円/ t）	3,983	5,242
平均的単収(kg/10a)	6,178	3,178
支援水準（円/ t）	16,490	26,420
現行水準（円/ t）	16,130	25,790

注： 現行水準は、18年産最低生産者価格（取引指導価格）から販売額を差し引いた金額。

<支援水準の算定要素>

標準的な生産コスト	平均的単収	生産物の販売額
・ 比較的高い生産性を実現している生産者（平均規模以上の生産者）の14～16年産の3年平均の生産コスト	・ 10～16年度のうち、中庸の5年間の平均（7中5平均） （＝作物統計の平均単収の概念）	・ 12～16年産のうち、中庸の3年間の平均価格（5中3平均）